

板橋区個店サポート創造会議設置要綱

(平成30年2月27日決定)

(設置)

第1条 板橋区産業活性化基本条例（平成17年板橋区条例第9号）第4条に基づき策定した板橋区産業振興構想に掲げる基本目標「商店街や個店の個性が光る活気あふれる商いの場を実現する」の達成に向けて、板橋区（以下「区」という。）が実施している区内の個店向け支援制度を更に普及させるとともに、新たな個店支援の仕組みを構築するための助言を得るため、板橋区個店サポート創造会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区が実施している個店向け支援制度の普及の推進に関する事項
- (2) 新たな個店支援の仕組みの構築のための助言に関する事項

(構成)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10名以内で構成する。

- (1) 学識経験者 1名以内
- (2) 個店経営者 5名以内
- (3) 金融機関その他の個店支援機関 3名以内
- (4) 区職員 1名

2 会議に委員長、副委員長各1人を置く。

3 委員長、副委員長は、それぞれ構成員の互選により定める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成31年度末日までとする。

2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を要請し、又は助言を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、産業経済部産業振興課が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年3月7日から施行する。